



太陽光発電の自立化に向けた家庭用蓄電・蓄熱導入事業（経済産業省連携事業）

平成30年度要求額
8,400百万円（新規）

事業目的・概要等

事業概要

背景・目的

- 温室効果ガス排出量の削減目標達成に不可欠な再生可能エネルギーについては更なる導入が不可欠。
- 他方で、平成31年度から固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了する住宅用太陽光発電が出現（平成31年度に約200万kW）。
- このFITの買取期間が終了した住宅用太陽光発電設備に対して、家庭用蓄電池や蓄熱設備の設置を支援し、太陽光発電の自家消費を促すことで、継続的な太陽光発電の使用を通じてエネルギー起源CO2の排出削減の推進を図る。

- 住宅用太陽光発電設備（10kW未満）が設置されている新築又は既築の住宅に①一定の要件を満たした家庭用蓄電池、②蓄電池と合わせて導入する蓄熱設備を設置する世帯に対し設備費と工事費の一部を補助。
要件：①家庭用蓄電池
 - ・通信規格「ECHONET Lite」対応、かつAIF認証取得
 - ・グリーンモードのみの蓄電池の運転（自家消費促進、FIT賦課金抑制）
 ②家庭用蓄熱設備
 - ・冷媒に自然冷媒等を用いている設備
 - ・家庭用蓄電池と合わせて導入する設備
 - ・通信規格「ECHONET Lite」対応、かつAIF認証取得

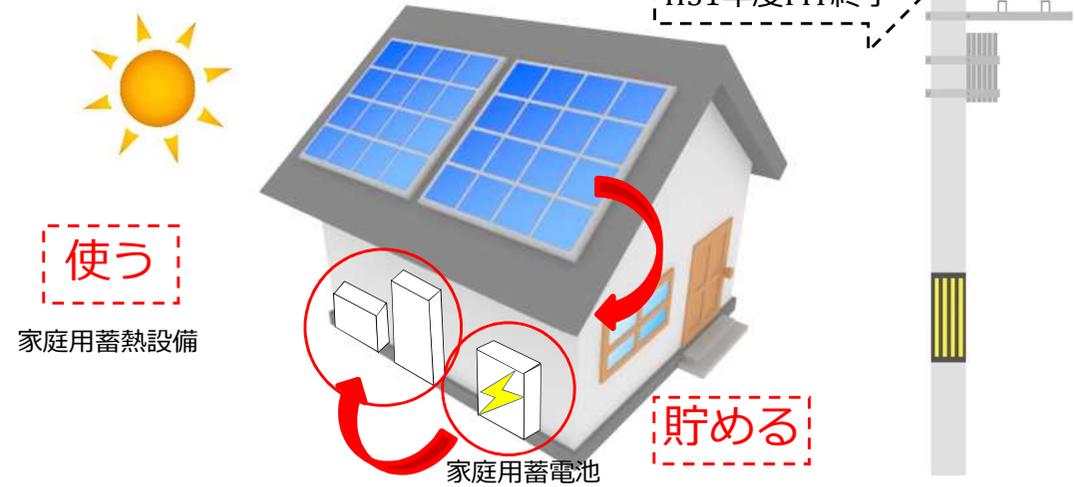
事業スキーム

補助対象：非営利法人 補助割合：定額
 間接補助対象：戸建住宅を新築・改修する者
 補助率等：①設備費：定額（3万円/kWh、上限：1/3）
 工事費：定額（上限：5万円/台）
 ②設備費及び工事費合わせて定額（上限：5万円/戸）
 事業実施期間：平成30年度～平成31年度

期待される効果

- 家庭用蓄電池の普及により、再生可能エネルギーの自家消費に対するインセンティブを提供することで、再生可能エネルギー普及拡大を図り、FITの買取期間終了後における、段階的な家庭部門のCO2排出量削減を図る。
 ※平成31年度からFITの買取期間が終了する中、住宅用太陽光発電設備等から創り出す再生可能エネルギーの用途を「売却」から「自家消費」へと切り替える。

イメージ



家庭用蓄電池の戸建住宅新築・改修に伴う設置

スキーム

